

宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年 慶讃事業長浜教区特別会計規程

(設置)

第1条 長浜教区における宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業に関する経費の収入及び支出を明確にし、その経理を適正ならしめるため、宗祖親鸞聖人御誕生八百五十年・立教開宗八百年慶讃事業長浜教区特別会計を置き、教区諸会計と区分して経理する。

(期間)

第2条 この会計は、規程施行の日から始まり、2023年6月30日に終わるものとする。

(歳入及び歳出)

第3条 この会計は、交付金、助成金、事業費収入、雑収入及びその他この会計に属する収入をもって歳入とし、法要費、事業費、会議費、事務費、予備費及びその他この会計に属する支出をもって歳出とする。

(予算の区分)

第4条 この会計の歳入歳出予算をその目的によってそれぞれ款及び項に区分する。ただし、必要に応じて目を設けることができる。

(決算書の作成)

第5条 この会計は、毎会計年度終了後歳入歳出決算書を作成し、教区会、教区門徒会の承認を得なければならない。

(剰余金の繰入)

第6条 この会計において剰余を生じた場合は、これを翌年度の歳入に繰り入れるものとする。ただし、会計終了年度において剰余を生じた場合は、教区会及び教区門徒会に諮り処理する。

(会計条例の準用)

第7条 この規程に定めのない事項については、宗派の会計条例の規定を準用する。

(改正)

第8条 この規程を改正しようとするときは、教区会及び教区門徒会の議決を得なければならない。

附 則

この規程は、教区会及び教区門徒会の議決を得た日（2021年8月2日）から施行する。